

狹山市都市公園 指定管理者募集要項

新 狹 山 公 園
狹山台中央公園
上奥富運動公園
堀兼・上赤坂公園
鵜ノ木運動公園

令和7年7月

狹山市都市建設部みどり公園課

狹山市都市公園指定管理者募集要項・目次

1	都市公園の名称及び概要	1
2	指定管理者が行う業務	1
3	指定期間	2
4	管理運営に係る経費等	2
5	資格要件	2
6	責任分担	3
7	指定管理業務の継続が困難になるおそれがある場合の措置	3
8	原状回復義務	4
9	説明会及び施設見学会の開催	4
10	質問書の受付	4
11	申請書等の提出及び受付	5
12	応募関係書類	5
13	提出部数	6
14	選考方法	6
15	選考結果の通知	7
16	指定管理者の指定及び協定の締結	7
17	その他	8
18	問合せ先	8

狭山市都市公園指定管理者 募集要項

狭山市都市公園のうち、新狭山公園、狭山台中央公園、上奥富運動公園、堀兼・上赤坂公園及び鵜ノ木運動公園（以下「都市公園」）の指定管理者を募集します。

1. 都市公園の名称及び概要

【1】新狭山公園（公園面積 27,107.0㎡）

所在地：狭山市新狭山1丁目4番地

- ① 野球場1面（夜間照明設備付）
- ② テニスコート（砂入り人工芝コート4面・夜間照明設備付）
- ③ クラブハウス（鉄筋コンクリート平屋造、延床面積172.00㎡）

【2】狭山台中央公園（公園面積 29,150.0㎡）

所在地：狭山市狭山台3丁目28番地

- ① 野球場1面
- ② テニスコート（クレートコート3面）
- ③ クラブハウス（鉄筋コンクリート平屋造、延床面積211.70㎡）

【3】上奥富運動公園（公園面積 92,531.4㎡）

所在地：狭山市大字上奥富999番地先

- ① 野球場2面
- ② コンビネーショングラウンド4面
- ③ 現場管理事務所（プレハブ造）

【4】堀兼・上赤坂公園（公園面積 49,985.0㎡）

所在地：狭山市大字堀兼2484番地3

- ① 多目的グラウンド1面
- ② クラブハウス（鉄筋コンクリート平屋造、延床面積782.72㎡）

【5】鵜ノ木運動公園（公園面積 41,141.6㎡）

所在地：狭山市広瀬1丁目390番地15番地先

- ① 野球場2面
- ② テニスコート（クレートコート3面）
- ③ 現場管理事務所（木造平屋）

2. 指定管理者が行う業務

- （1）都市公園の管理運営及び利用の許可に関する業務。
- （2）都市公園の園地、建物、設備、物品等の維持管理に関する業務。
- （3）狭山市都市公園条例第20条第1項に規定される事業の実施に関すること。
- （4）その他、狭山市都市公園指定管理者業務仕様書のとおり

※自主事業に要する経費は、利用料金及び参加費等利用者から徴収する料金や指定管理者の自主財源で賄います。指定管理料を充てることはできません。

3. 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4. 管理運営に係る経費等

(1) 指定管理料

都市公園の管理運営に要する経費の総額から利用料金収入見込額を差し引いた額を、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に予算の範囲内において支払います。この場合、指定管理料の精算は原則として行わないこととしますが、修繕及び備品購入のための経費並びに光熱水費として予定した額に残額が生じた場合には、精算することとします。

なお、指定管理料の具体的な金額や支払方法は、みどり公園課との協議のうえ協定で定めるものとします。

(2) 指定管理者の収入

都市公園の管理運営にあたっては利用料金制度を採用し、指定管理者は徴収した利用料金を自らの収入とすることができます。利用料金の額は条例に規定する額の範囲とし、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。

5. 資格要件

(1) 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他団体とします。

なお、複数の法人その他団体により構成されたグループで応募することもできますが、その場合、次のことに留意してください。

- ① 単独で応募した法人その他団体は、グループによる応募の構成団体となることはできません。また、同時に複数のグループによる応募の構成団体となることはできません。
- ② グループで応募する場合は、グループの名称と代表となる法人その他団体を定めてください。この場合、グループの代表及び構成を変更することはできません。
- ③ グループにおける出資比率の最小限度基準は、構成員数を勘案して次のとおりとします。ただし、代表となる法人その他団体の出資比率は50%以上とします。

2団体の場合・・・30%以上

3団体の場合・・・20%以上

なお、出資を伴わないグループによる応募の場合は、出資比率を当該業務に係る構成団体の責任比率としてください。

- ④ 構成団体間での協議の状況を確認するため、仮協定書又は協定書案を添付してください。
 - ⑤ 構成団体には、市内に所在する法人その他団体をできるだけ加えるようにしてください。
- (2) 法人その他団体（グループの代表団体及び構成団体となっている法人その他団体を含む。）又はその代表者が次の事項に該当する場合、応募することはできません。
- ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ③ 地方自治法第244条の2第11号の規定により指定の取消しを受けたことがある者
 - ④ 狭山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に抵触することとなる者
 - ⑤ 国税及び地方税を滞納している者（法人その他団体の代表者を除く。）
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者若しくは暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある者
 - ⑦ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされた者
 - ⑧ 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされた者
- (3) 法人の役員（無限責任社員、取締役、執行役、監査役、これらに準ずべき者を含む。）が、(2)の①、④、⑥に該当しないものであること。
- (4) 消費税の適格請求書等保存方式における適格請求書発行事業者として登録を受けた法人その他団体であること。

ただし、当該施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合又は当該施設の特性上、利用者が適格請求書を必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合はこの限りではない。

6. 責任分担

市と指定管理者の責任分担は、原則として別紙「責任分担表」のとおりとします。ただし、「責任分担表」に定めのない事項については、市と指定管理者において別途協議するものとします。

7. 指定管理業務の継続が困難になるおそれがある場合の措置

- (1) 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難になるおそれがある場合には、速やかに市に報告しなければなりません。

この場合、市は指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提

出及び実施を求めることとします。

- (2) 市は前項により期間を定めて、改善策の実施を求めても当該期間内に改善することができない場合、その他指定管理者の責めに帰すべき理由により指定管理業務を継続することができないと認められる場合は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。
- (3) 前項により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に生じた損害については、市は、その責めを負わないこととします。
- (4) 市又は指定管理者の責めに帰することのできない事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は指定管理業務継続の可否について協議することとします。

8. 原状回復義務

指定管理者は、指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消され、管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、都市公園の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。

9. 説明会及び施設見学会の開催

都市公園の指定管理業務についての説明会及び施設見学会を次のとおり開催しますので、ご希望の法人等は、開催前日の12時（正午）までにみどり公園課へご連絡ください。

日 時 令和7年7月15日（火）午前9時から
（予備日：令和7年7月16日（水））

場 所 狭山市堀兼・上赤坂公園 管理事務所 会議室（集合場所）

※説明会当日は、募集要項、仕様書等資料の配布はありません。必要に応じてプリントアウトしていただき、ご持参ください。

10. 質問書の受付

募集要項、仕様書等の内容に関して質問がある場合は、令和7年7月22日（火）12時（正午）までに、質問書をみどり公園課へ電子メールで提出してください。

（メール） green@city.sayama.saitama.jp

（直 通） 04-2946-8423

（注）電子メールの未到着を防ぐため、電話により到着確認をお願いします。

回答は、原則として、令和7年7月25日（金）までに狭山市公式ホームページで公表します。

1 1. 申請書等の提出及び受付

指定管理者に応募をする法人等は、応募関係書類を次のとおり指定された場所へ、直接お持ちください。(注)郵送等でのご提出は受付いたしかねますのでご注意ください。

- ① 受付期間 令和7年7月28日(月)から 8月4日(月)までの間
- ② 受付時間 午前9時から午後4時までの間(閉庁日を除く)
- ③ 受付場所 狭山市役所2F 都市建設部 みどり公園課

1 2. 応募関係書類

(1) 指定管理者指定申請書 【様式3】

※グループで応募の場合

- ① グループ構成団体一覧 【様式3-2】
- ② グループ応募理由及び業務分担表 【様式3-3】
- ③ グループ仮協定書 【様式3-4】

(2) 指定管理者事業計画書 【様式4】

(3) 指定管理者自主事業計画書 【様式5】

(4) 指定管理業務収支予算書 【様式6-1・6-2】

(5) 受託事業実績概要書 【様式7】

(6) 確約書 【様式15-1・15-2・15-3・15-4】

(7) 法人等の概要が分かる書類 【様式任意】

ア 設立趣旨

イ 沿革

- ・時系列で記載し、主な内容について具体的に記載したもの

ウ 事業概要

- ・事業の内容や実績などが分かるもの

エ 組織・運営

- ・組織図、本社・支社・支店の業務執行体制等が分かるもの及び就業規則又はこれに類するもの
- ・経営の理念や方針、経営の効率化や透明性の確保に向けての取組み、組織の管理やチェック体制などが分かるもの

オ 代表者の履歴

(8) 法人等の定款、寄付行為、規約その他これらに類するもの 【様式任意】

(9) 法人の登記簿謄本(任意団体は除く)

- ・指定管理者指定申請日前3か月以内に発行されたもの

(10) 法人等の決算関係書類 【様式任意】

- ・前年度の事業報告書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、資産目録等)又はこれらに類するもの

(11) 法人等の現年度の事業計画書、収支予算書又はこれらに類するもの 【様式任意】

(12) 指定申請書を提出する日の属する年度の直近2年分の納税証明書（原本）

- ・法人税、消費税及び地方消費税

【納税証明書の種類「その3」または「その3の3」】

- ・都道府県民税、市町村民税等の納税を証する書面

(13) 法人の役員名簿 【様式任意】

※注1 上記の様式は、狭山市の公式ホームページからダウンロードし取得できます。

※注2 応募関係書類の作成と提出にあたっては、次の点に留意してください。

- ① 提出書類は、A4縦型綴じにして、インデックスで書類名を示してください。
- ② 応募関係書類の作成に要する費用は応募者の負担となります。
- ③ 提出書類について、提出期限後における差し替え及び再提出は認めません。
- ④ 応募者が提出書類に故意に虚偽の記載をした場合は、応募を無効にすることがあります。
- ⑤ 提出書類は返却しません。なお、応募関係書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、市は、指定管理者選定の説明等のため、必要な場合には応募関係書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。
また、応募関係書類については、狭山市情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、応募者の許可を得て開示できるものとします。

1.3. 提出部数

- ・正本 1部
- ・副本（コピー） 11部
- ・電子データ（DVD-R等）

1.4. 選考方法

(1) 指定管理者候補者の選定にあたっては、みどり公園課による書類審査（第1次審査）及び都市建設部所管指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）における事業提案に係るプレゼンテーション・ヒアリングによる審査（第2次審査）の2段階審査で行います。

(2) 審査は、下記の基準により行います。

- ① 平等な利用が確保されるように適切な管理を行うことができる。
- ② 利用者本位の柔軟なサービスの提供ができる。
- ③ 公の施設の効用を最大限に発揮させ、かつ、安全に管理することができる。
- ④ 公の施設を効率的に管理し、管理に係る経費の縮減を図ることができる。
- ⑤ 公の施設の管理運営業務を適正かつ確実に行うことができる物的及び人的能力並びに財務基盤を有している。
- ⑥ 個人情報の適正な取扱いを確保することができる。

(3) 第1次審査は、下記の事項について審査を行います。

- ① 団体審査（適格性の審査）
- ② 事業提案内容の審査（整合性の審査）

(4) 第2次審査では、下記の事項について審査を行います。

- ① 受託能力の評価
- ② 提案内容の評価
 - 1) 管理運営方針
 - 2) 運営及び維持管理に関する提案
 - 3) 事業に関する提案
- ③ 管理運営費の評価

※審査が1者だった場合は、①と②の評価項目について、評価の平均点で60%以上を得る必要があります。

15. 選考結果の通知

指定管理者候補者の選定結果は、全ての応募者に10月上旬に文書で通知します。

16. 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定及び協定の締結

選定委員会で選定された指定管理者候補者と細部についての協議を行い、仮協定を締結し、令和7年第4回狭山市市議会定例会における議決を経て、指定管理者に指定した日に正式な協定としての効力が発生することとなります。

なお、協定で定める主な事項は次のとおりです。

- ・ 指定管理者が業務を実施するうえで従うべき基準
- ・ 指定管理者の指定期間
- ・ 指定管理料の額と支払い方法
- ・ 指定管理者が行う施設の修繕と備品の購入の範囲
- ・ 個人情報の保護
- ・ 業務の実施状況等に係る報告書の作成と提出
- ・ 協定の解除の要件
- ・ 市と指定管理者の責任分担

(2) 指定等に係る留意事項

市議会の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

なお、前記の指定管理者に指定しない場合や議会の可決が得られなかった場合においても、公募に要した費用や管理運営の事前準備のために支出した費用については、一切補償しません。

17. その他

指定管理業務の実施にあたっては、この募集要項に定めることのほか、業務仕様書等に定めるとおりとします。

18. 問合せ先

狭山市都市建設部みどり公園課

担当者：平野・内田

電 話：04-2946-8423（直通）

FAX：04-2954-6262

E-Mail：green@city.sayama.saitama.jp

様式 2

責 任 分 担 表

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、要望、訴訟への対応		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	一般的な税制変更		○
	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
行政的理由による事業変更	行政的な理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴雨、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	運営上必要な初期投資、資金の確保		○
	経費の支払い遅延（市→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	小規模なもの		○
	上記以外	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理者
展示物等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき理由により損害を与えた場合		○
情報漏洩、セキュリティ	情報の漏洩、警備不備による事故及び犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○
債務不履行	指定管理者の債務不履行による指定管理業務の破綻等のリスク		○
自主事業リスク	自主事業の運営に関するリスク		○
管理上の問題を伴う事故に対する責任	必要な保険への加入		○
施設の修繕	通常修繕 1 件 2 0 0 万円以下（消費税込）		○
	上記以外の修繕	○	